

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

1 制度概要 令和7年10月1日施行

制度の背景

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要があるところ、児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設と同様に、**保育所等における虐待等への対応についても、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設ける**もの。

改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。

- ①虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ②都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ③都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ④都道府県による虐待の状況等の公表
- ⑤国による調査研究 等

- 通報義務等の対象施設・事業
…もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行うもの

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

2 通報時の市の対応

虐待の通報がされた場合、越谷市は、

- ①情報収集・事実確認
- ②虐待有無の判断・指導等の方針決定
- ③安全確保措置の実施・こどもに対する支援
- ④児童福祉専門分科会への報告

等について、実施する必要がある。

- ➡ 今後、**保育所等における虐待対応を行った場合は、児童福祉専門分科会に報告するもの**

3 児童福祉専門分科会への報告

児童福祉専門分科会への報告事項（例）

- ①通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等）
- ②虐待を受けた（又は受けたと思われる）こどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況）
- ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤所管行政庁において行った対応の内容
- ⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容 等

4 報告に係る本市の基本的な考え

- ・事案があった際には、次回以降の分科会において適宜報告を行う。
- ・重大な事案や市として判断に迷う事案について、分科会へ意見を求める。
- ・報告事項が個人に関する情報を含むものであるため分科会を「非公開」とする。

5 保育所等への対応について

- ・各施設・事業所へ本件の関係資料等の送付や、越谷市HPへの掲載によって周知
- ・引き続き、虐待防止に係る研修を開催し、虐待事案の防止に努める。